

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。平成24年度より学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間が変わりました。

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」出席停止となります。

* どんなに早く熱が下がったとしても**最低発症した後5日間は出席停止**となります。

それに加えて解熱した日によって出席停止期間が延長していきます。

* 発症日（当日0日目）は、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度程度の発熱など）が始まった日です。

* インフルエンザ流行時にインフルエンザ様症状が出て検査をした場合は、例え陰性であってもその日は公欠になるので領収書（明細書）を提出してください。

インフルエンザ出席停止期間確認表

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱	1日目	2日目					
発症後2日目に解熱した場合			解熱	1日目	2日目				
発症後3日目に解熱した場合				解熱	1日目	2日目			
発症後4日目に解熱した場合					解熱	1日目	2日目		
発症後5日目に解熱した場合						解熱	1日目	2日目	

* 本人の安静と集団への感染予防の為ご協力お願いいたします。